

平成23年3月第1回八街市議会定例会会議録（第1号）

.....

1. 開議 平成23年2月18日 午前10時00分

1. 出席議員は次のとおり

4番 石 井 孝 昭
5番 桜 田 秀 雄
6番 林 修 三
7番 山 口 孝 弘
8番 小 高 良 則
9番 湯 浅 祐 徳
10番 川 上 雄 次
11番 新 宅 雅 子
12番 横 田 義 和
13番 鯨 井 眞佐子
14番 加 藤 弘
15番 山 本 邦 男
16番 京 増 藤 江
17番 右 山 正 美
18番 小 澤 定 明
19番 京 増 良 男
20番 丸 山 わき子
21番 中 田 眞 司
22番 古 川 宏 史

.....

1. 欠席議員は次のとおり

な し

.....

1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

市	長	北 村 新 司
副 市	長	高 橋 一 夫
教 育	長	川 島 澄 男
総 務 部	長	浅 羽 芳 明
市 民 部	長	森 田 隆 之
経 済 環 境 部	長	並 木 敏
建 設 部	長	糸 久 博 之
会 計 管 理 者		江 澤 弘 次

+

+

教育委員会教育次長	越 川 みね子
農業委員会事務局長	藤 崎 康 雄
監査委員事務局長	秋 山 昇
選挙管理委員会事務局長	長谷川 淳 一
財 政 課 長	加 藤 多久美
水 道 課 長	醍 醐 文 一
国 保 年 金 課 長	石 毛 勝
介 護 保 険 課 長	醍 醐 真 人
下 水 道 課 長	吉 田 一 郎
学校給食センター所長	石 川 孝 夫
総 務 課 長	長谷川 淳 一
厚 生 課 長	藏 村 隆 雄
農 政 課 長	加 瀬 芳 之
道 路 河 川 課 長	勝 股 利 夫
庶 務 課 長	河 野 政 弘

.....

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

事 務 局 長	今 井 誠 治
副 主 幹	鯨 岡 修 子
主 査	小 川 正 一
主 査 補	吉 田 美 恵 子
主 事	武 藤 佳 人

.....

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程（第1号）

平成23年2月18日（金）午前10時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 請願の上程

請願第23-1号

紹介議員の説明

日程第4 議案の上程

諮問第1号、議案第1号から議案第29号

提案理由の説明

諮問第1号、議案第1号

質疑、委員会付託、討論省略、採決

+

日程第5 休会の件

+

○議長（古川宏史君）

本日、平成２３年３月第１回八街市議会定例会は、ここに開会される運びとなりました。

この定例会は、請願１件、諮問１件、議案２９件が提出されることになっています。

慎重に審議を尽くされ、市民の負託に応えられますよう期待いたしますとともに、いまだ厳しい寒さが続いております。皆様方には、十分ご自愛の上、議会運営につきましても、ご協力をお願いいたしまして、開会のごあいさつといたします。

ただいまから、平成２３年３月第１回八街市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は１９名です。したがって、この定例会は成立いたしました。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

日程に入る前に報告します。

最初に、地方自治法第１２１条の規定に基づく出席者は配付のとおりです。

次に、監査委員から１１月から１２月予算執行分に係る例月出納検査報告書が提出されましたので、その写しを配付しておきました。

次に、市長の専決処分事項に指定されている条例の改正についての報告１件が議長あてに提出されましたので、その写しを配付しておきました。

次に、地方自治法第１００条第１３項及び会議規則第１６４条第１項の規定に基づく議員派遣について、配付の資料のとおり派遣を行いました。

次に、地方自治法第１０４条の規定により、議会の代表として出席した会議等は配付のとおりです。

以上で報告を終わります。

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第８１条の規定に基づき、桜田秀雄議員、石井孝昭議員を指名します。

日程第２、会期の決定についてを議題とします。

この件につきましては、議会運営委員長より発言を求められておりますので、これを許します。

○山本邦男君

おはようございます。平成２３年３月定例会の会期等を協議するため、去る２月１０日に議会運営委員会を開催し、協議いたしましたので、その結果についてご報告いたします。

３月定例会に上程される案件は、諮問１件、議案２９件、請願１件であります。

次に、一般質問の通告が、代表質問４人、個人質問１０人からありました。

以上の案件を審議するため、３月定例会は、お手元に配付してあります会期表のとおり、会期を本日から３月１７日までの２８日間と協議決定いたしましたので、その会期にご賛同を賜り、円滑な議会運営ができますよう議員各位のご協力をお願い申し上げまして、議会運営委員長の報告といたします。

○議長（古川宏史君）

ただいまの委員長報告のとおり、この定例会の会期は、本日から３月１７日までの２８日間とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古川宏史君）

ご異議なしと認めます。

会期は２８日間に決定しました。

日程第３、請願の上程を行います。

請願第２３－１号の紹介議員の説明を求めます。

○桜田秀雄君

おはようございます。それでは、請願第２３－１号、八街市議会議員の定数削減を求める請願について、その要旨を説明させていただきます。

説明の前に、若干お時間をいただきまして、補足説明をさせていただきたいと思います。

平成１２年の地方自治法の一部が改正されまして、地方議会の議員定数は人口区分ごとに上限のみが決められ、議会の裁量権にゆだねられました。これにより、全国各地で定数の削減が急速に進んでおります。ご存じのように、２０００年の分権改革により、法的には中央と自治体は対等な関係に変わり、地方議会は政治の「脇役」から「主役」に変わり、権限も飛躍的に拡大をしております。住民に一番身近な基礎自治体を重視した「分権改革の推進」も現実的になりつつあり、住民の期待も膨らんでおります。

こうした状況のもと、本市においては、昨年末に市議会議員１名の欠員を是正するために市長選挙に合わせて、市議会議員の補欠選挙が執行されましたが、結果的には、新たに３人の欠員を生じる結果となりました。もとより、議員の定数は議会の根源をなす事項であり、ただ単に「経費削減」から論じるべきではありません。しかし、厳しい本市の財政、厳しい住民の生活環境の中で「住民が幸せに暮らせる地域社会」を築くために、市長はもちろんのこと、議会の対応も重要であります。

既に、今議会に市長を含む特別職等職員の給与及び各種委員会等の非常勤特別職等職員の報酬削減が提案をされると聞いております。

本市の条例上の定数は２２名ですが、今年の１２月議会は１９名で審査にあたりましたが、何の問題も生じませんでした。

また、住民との聞き取り調査の中で議員定数の削減を求める声が、かつてなく高まっております。「議員定数は何人がいいのか」ではなく、「何人にすべきか」を考察し、議会の独自性のもと住民に対して、改革の意思を明らかにすべきであるという立場から、市民団体の提案を支持し、紹介議員として議員の皆様にご理解を求め、請願者のご期待に応えられますよう心からお願いを申し上げるものです。

それでは、請願文書を読み上げ、説明にかえさせていただきます。

請願第２３－１号。

受理年月日、平成23年2月9日。

件名、八街市議会議員の定数削減を求める請願。

提案者は、八街市八街に121-169。八街まちづくり研究会、代表、東條善光、他2名であります。

紹介議員は、私、桜田秀雄でございます。

請願の趣旨。

昨年11月、市議会議員の欠員を是正するために補欠選挙が執行されたのにも関わらず、新たに3人の欠員を生じる結果となりました。本市における借金は270億円を超え、厳しい財政状況下にあります。こうした財政状況の中で「住民が幸せに暮らせる地域社会を築く」という地方自治の目的を目指すために、市政の一翼を担う市長はもとより、市議会は率先して、「最小の経費で最大の効果を挙げる」という行財政改革の先頭に立たなければなりません。

もとより、議員定数の削減は議会の根源に関わることであり、単に経費節減の立場からのみ求めるものではありません。例えば、削減によって「住民の意思が反映しにくくなる」と危惧する声がありますが、議会が自ら住民の意思を吸い上げるために、議会報告会なり、あるいはアンケート調査、住民の意識調査など、自ら住民の中に飛び込むことで十分対応できるものと考えます。議会改革と行財政改革を断行し、質の高い議会を目指し、住民に応えるためにも、欠員となった3人の定数削減を連署の上、求めるものです。

請願事項。

1. 議員定数を現行の22人から19人に削減し、次期改選期から実施すること。

平成23年2月9日。

以上でございます。

○議長（古川宏史君）

日程第4、議案の上程を行います。

諮問第1号及び議案第1号から議案第29号を一括議題とし、採決は分割して行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古川宏史君）

ご異議なしと認めます。

諮問第1号及び議案第1号から議案第29号の提案理由の説明を求めます。

○市長（北村新司君）

本日、ここに平成23年3月第1回八街市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、公私ともご多用のところご参集いただき、誠にありがたくお礼申し上げます。

本定例会に提案いたしました案件は、人事に関する諮問1件、議案として、人事案件、条例の新規制定及び一部改正、一部事務組合の規約改正に関する協議、市道路線の認定、平成

22年度各会計補正予算、平成23年度各会計予算の計29議案でございます。

議案の説明に先立ち、平成23年度の市政運営方針についてご説明申し上げます。

本市では、「八街市総合計画2005」を平成17年に策定し、将来都市像「ひと・まち・みどりが輝くヒューマンフィールドやちまた」の具体化に向け、平成22年から平成26年までの第2次基本計画がスタートしており、これに沿った施策を展開することが基本であると考えております。「活力と希望あふれる八街」を創設するため、さまざまな事業を実施してまいります。

平成23年度の主な事業といたしましては、一の街めざします！便利で快適な街づくりのため、八街駅北側地区土地区画整理事業を引き続き推進いたします。本事業の進捗率は、平成22年度末現在、約98パーセントでありますので、平成23年度の完成を目指してまいります。

八街バイパス事業につきましては、平成23年4月13日から一部区間において供用が開始される予定でありますので、引き続き、全線の早期完成に努力してまいります。

また、市道四木28号線の道路改良事業をはじめ、文違、砂、西林地区の流末排水施設整備事業を実施してまいります。

また、新たな取り組みとして、市内の公共交通のあり方について協議会を設置し、ふれあいバスを含めた市内公共交通のあり方について、検討してまいりたいと考えております。

二の街めざします！安全で安心な街づくりのため、本年3月には、駅北側の駅前交番が開設する見込みとなりましたので、駅周辺の治安維持には大きな役割を果たしてくれるものと期待しております。今後は、八街警察署の設置に努力してまいりたいと考えております。

市内のカーブミラーをはじめとする交通安全施設の整備や防犯灯の設置につきましては、引き続き計画的に設置してまいりたいと考えております。

また、地域の安全のため、駅や学校・公園など、徒歩による巡回パトロールをはじめ、警戒活動、防犯設備の点検・指導等行う地域安全パトロール事業を継続し、実施いたします。

消費者相談につきましては、年々増加しており、これらに対応するため、現在、週4日実施している消費生活センターを、週5日開設に拡充し、対応してまいりたいと考えております。

三の街めざします！健康と思いやりにあふれる街づくりのため、児童保健医療に係る自己負担の軽減を図り、児童の保健向上及び子育て支援を目的として、児童医療費助成事業の対象を、現在、小学校6年生まで実施しておりますが、本年4月から、さらに他の自治体に先駆け、義務教育である中学校3年生まで拡大してまいります。

また、唯一、予防できるがんと言われている子宮頸がんのワクチンとヒブワクチン並びに小児肺炎球菌ワクチンの接種費用につきましても、本年4月から助成してまいりたいと思います。

四の街めざします！豊かな自然と共生する街づくりのため、公園や緑地の適正な管理に努めるとともに、不法投棄監視対策事業による産業廃棄物等の不法投棄防止に引き続き努めて

+

まいります。

昨年から実施しております、ごみ集積所に関する諸情報のデータベース化につきましては、約1千500カ所あります集積所のうち、約700カ所のデータベース化が終了しており、平成23年度において、引き続き、残り約800カ所のデータベース化を実施し、ごみ集積所の適正な管理並びに円滑な収集業務を行ってまいりたいと考えております。

五の街めざします！心の豊かさを感じる街づくりのため、朝陽小学校校舎改築に伴う屋内運動場の耐力度調査を実施いたします。

保育園の待機児童解消策の一つとして、現在の保育園に臨時保育士3名を増員し、受け入れ数を増やしてまいります。

また、障がい児が健常児と保育園で楽しく共同生活が送れるよう、加配臨時保育士を増員いたします。

昨年、各小学校に学力向上推進員を配置し、算数の基礎学力向上に向けた取り組みにつきましては、一定年度実施することが、子どもたちの学力向上につながるものと考え、継続して実施することといたしました。

六の街めざします！活気に満ちあふれる街づくりのため、北総中央用水土地改良事業を引き続き推進するとともに環境保全型土づくり対策事業の普及拡大に努めてまいります。

市の特産品である落花生やニンジンを積極的にPRするため、各地で催される食の祭典等に出品し、八街産野菜や落花生のPRを行ってまいります。

農業後継者の確保育成のため、新規就農者や経営発展を目指す農業者に対し、必要な農業用機械や施設の導入等に対して支援し、意欲ある農業経営者や新規農業者の確保育成を図ってまいります。

七の街めざします！市民とともにつくる街づくりのため、地区コミュニティ事業の支援をはじめ、産業まつりやふれあい夏まつりの内容を充実させ、市民と行政の協働を推進してまいります。

八の街めざします！市民サービスの充実した街づくりのため、広報やちまたを、現在、月1回発行しておりますが、毎月2回発行し、情報の迅速化と見やすさを図ってまいります。

行財政改革につきましては、積極的に取り組み、健全財政を維持してまいります。

また、市役所職員数の適正化についても、単に削減のみに立脚したものではなく、適材適所の視点や重要施策には、内部調整による重点配置など、全体のバランスに十分配慮しながら、市民サービスの向上を図ってまいります。

それでは、各会計の予算の概要についてご説明いたします。

一般会計につきましては、予算額は187億4千万円で、前年度と比較して5.2パーセント、9億2千万円の増でございます。

国民健康保険特別会計につきましては、予算額は80億7千628万5千円で、前年度と比較して8.5パーセント、6億2千930万円の増でございます。

後期高齢者医療特別会計につきましては、予算額は3億3千770万7千円で、前年度と

比較しまして14.2パーセント、5千601万3千円の減でございます。

介護保険特別会計につきましては、予算額は31億5千208万6千円で、前年度と比較して10.3パーセント、2億9千352万3千円の増でございます。

学校給食センター事業特別会計につきましては、予算額は7億81万9千円で、前年度と比較して3.0パーセント、2千159万7千円の減でございます。

下水道事業特別会計につきましては、予算額は9億4千829万4千円で、前年度と比較して27.7パーセント、2億578万4千円の増でございます。

水道事業会計につきましては、収益的収入及び支出では、収入予算額は10億7千172万9千円で、前年度と比較して3.0パーセント、3千351万1千円の減、支出予算額は10億6千766万1千円で、前年度と比較して2.7パーセント、2千963万2千円の減、資本的収入及び支出では、収入予算額は6億8千599万9千円で、前年度と比較して39.8パーセント、1億9千527万8千円の増、支出予算額は8億7千502万1千円で、前年度と比較して35.2パーセント、2億2千800万9千円の増で、資本的収入が資本的支出に対し不足する額1億8千902万2千円は、過年度分損益勘定留保資金等で補てんするものでございます。

なお、老人保健特別会計については、後期高齢者医療制度が施行されたことに伴い廃止することとされましたが、清算事務を行うため平成22年度までは存続となっております。今年度末をもってその期間が満了したことにより、平成23年度予算から老人保健特別会計は廃止となりましたので申し添えます。

以上で、平成23年度予算についての概要説明を終わらせていただきます。

続きまして、提案いたしました各議案について、ご説明いたします。

諮問第1号は、人権擁護委員候補者の推薦についてでございます。人権擁護委員であります「山本正治」氏の任期が平成23年3月31日をもって満了となることに伴い、新たに「八街市八街い135番地17 尾高幸子」氏を推薦することについて、議会の意見を求めるものでございます。

議案第1号は、教育委員の任命についてでございます。先に「伊藤高明」氏が辞職したことに伴い、欠員となっている委員を補充するため、「八街市八街い176番地13 並木光男」氏を任命することについて、議会の同意を求めるものでございます。

議案第2号は、非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。これは、審議会等合議体の委員等の日額報酬を見直したことによる、引き下げ及び市税等収納補助員の報酬の積算基礎である本市臨時職員等の最低賃金の引き上げに伴う月額報酬額の引き上げ並びに市医を廃止するため改正をするものでございます。

議案第3号は、八街市特別職の職員等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。これは、平成22年度までの時限措置として実施しておりました特別職等の給与の減額を、平成23年度においても、その減額幅を拡大し、継続するため

+

改正するものでございます。

議案第4号は、八街市一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。これは、割増賃金、または振替休の対象となる月60時間を超える時間外勤務について、現状では、この積算にあたり、日曜日等の法定休日を含んでおりませんが、今年度の人事院勧告において民間企業の実態を踏まえ、法定休日等を含めることが適当であるとの勧告がなされました。国・県においても、この勧告に沿って時間外勤務の積算にあたり、法定休日を含めることとしていることから、本市においても同様に改正をするものでございます。

議案第5号は、八街市一般職の職員の管理職手当の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。これは、本市が厳しい財政状況にあることから、一般職の職員の管理職手当について、平成22年度に引き続き、平成23年度においても20パーセントの削減を継続するものでございます。

議案第6号は、八街市地域活性化交付金（住民生活に光をそそぐ交付金）による弱者支援の充実を図る基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定についてでございます。これは、平成22年度に本市が交付を受ける地域活性化交付金（住民生活に光をそそぐ交付金）のうち、平成23年度以降に実施する事業の財源として活用する部分を積み立てる必要があることから、基金を設置するものでございます。

議案第7号は、八街市公民館使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。現状の規定では、使用者の都合により使用を取り消した場合、一旦納付された使用料は還付できないこととなっておりますが、使用者に使用を取り消す、やむを得ない事情がある場合には、使用料の全部または一部を還付することができるように改正するものでございます。

議案第8号は、八街市障害者施策推進協議会設置条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。これは、先に八街市議会議長から「執行機関の附属機関への参画見直し方針」により、議員の皆様への審議会等への参画に関する申し入れがあったことから、この要請に基づき、本協議会を組織するために委嘱する者から議会議員を除くものでございます。

議案第9号は、八街市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。これは、妊産婦の経済的負担の軽減を目的として、暫定的に引き上げていた出産育児一時金の支給額を、国において、平成23年4月から恒久化することに決定したことから、本市においても同様とするため改正するものでございます。

議案第10号は、八街市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。これは、医療費給付費等の増加により国保財政が厳しい状況にあり、その財源を確保するため、課税限度額を法定限度額まで引き上げるものでございます。

議案第11号は、八街市医設置条例を廃止する条例の制定についてでございます。昭和39年に条例が制定されて以来、市では、市民の健康を守ることを目的に市医を設置し、公衆衛生の向上及び増進等を図るための各種事業を実施して一定の成果を上げてまいりました。

しかし、時代の経過とともに、公衆衛生や健康に関する市民の意識は向上し、また、相談機関、医療施設等の充実により、市民の健康の保持・増進に係る環境は格段に整備されてきたところでございます。現状において、市が事業を実施するにあたっては、専門機関への委託や市医師会の協力により、健康診断や予防接種等を実施しており、また、市においても保健師等の専門職を配置し、組織の充実を図ってきたところでございます。このようなことから、現状において市医についてはその役割を果たしたものであり、市医を設置する必要性が薄れているところでありますので、廃止するものでございます。

議案第12号は、八街市予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。これは、委員会の職務に、予防接種法に基づき、市長が行った予防接種による健康被害の調査に加え、市長が任意に行った予防接種についても、調査の対象とするものでございます。なお、この改正によりまして、市長が任意に行った予防接種に係る健康被害についても、千葉県市町村予防接種事故補償等条例に基づく補償の対象となるものでございます。

議案第13号は、市道路線の認定についてでございます。これは、本年4月に八街バイパスの一部が供用開始されることに伴い、主要地方道千葉八街横芝線の一部区間が、降格により市に移管されるため、新たに認定するものでございます。

議案第14号は、平成22年度八街市一般会計補正予算についてでございます。この補正予算は、既定の予算から1億8千867万4千円を減額し、歳入歳出予算の総額を180億9千641万9千円とするものでございます。歳入につきましては、国庫支出金8千607万3千円、県支出金4千331万7千円、繰入金1億9千346万5千円を減額し、地方交付税1億623万5千円、諸収入4千289万7千円を増額するのが主なものでございます。歳出につきましては、子ども手当支給費1億9千698万6千円、各種予防費3千379万3千円、家庭用小型合併処理浄化槽設置事業費2千43万6千円、市道114・116・210号線交差点改良事業費4千535万3千円を減額し、地域活性化・きめ細かな交付金の活用事業6千96万円、地域活性化・住民生活に光をそそぐ交付金の活用事業1千249万5千円、国民健康保険特別会計繰出金8千146万9千円、市道210号線道路整備事業他舗装修繕工事4千790万7千円を増額するのが主なものでございます。

議案第15号は、平成22年度八街市国民健康保険特別会計補正予算についてでございます。この補正予算は、既定の予算に2億3千980万4千円を増額し、歳入歳出予算の総額を84億3千657万2千円とするものでございます。歳入につきましては、国庫・県支出金2億2千724万8千円、一般会計繰入金8千146万9千円を増額し、国民健康保険税7千858万7千円を減額するのが主なものでございます。歳出につきましては、一般被保険者療養給付費負担金1億6千22万9千円、退職被保険者等療養給付費負担金3千976万8千円、一般被保険者高額療養費負担金4千116万6千円を増額し、特定健康診査等事業費2千238万3千円を減額するのが主なものでございます。

議案第16号は、平成22年度八街市老人保健特別会計補正予算についてでございます。

この補正予算は、既定の予算に３４７万７千円を増額し、歳入歳出予算の総額を１千８３１万７千円とするものでございます。歳入につきましては、諸収入を増額し、歳出につきましては、一般会計繰入金を増額するものでございます。

議案第１７号は、平成２２年度八街市後期高齢者医療特別会計補正予算についてでございます。この補正予算は、既定の予算から５千６４０万６千円を減額し、歳入歳出予算の総額を３億４千４４万８千円とするものでございます。歳入につきましては、繰入金７２２万４千円、後期高齢者医療保険料５千７６万４千円を減額するのが主なものでございます。歳出につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金５千６４０万６千円を減額するものでございます。

議案第１８号は、平成２２年度八街市介護保険特別会計補正予算についてでございます。この補正予算は、歳入歳出予算の総額３１億３千９３９万１千円に変更はございません。歳入のうち基金繰入金の介護従事者処遇改善臨時特例基金繰入金について、歳出予算における基金を財源とする事業が、ほぼ確定したことから、この財源に充当するため１２万３千円を増額し、同額を一般会計繰入金の事務費等繰入金から減額するものでございます。

議案第１９号は、平成２２年度八街市学校給食センター事業特別会計補正予算についてでございます。この補正予算は、既定の予算から５５０万４千円を減額し、歳入歳出予算の総額を７億９１０万９千円とするものでございます。歳入につきましては、一般会計繰入金８０万５千円、給食事業収入４６９万９千円を減額するものでございます。歳出につきましては、調理場給食事業費５５０万４千円を減額するものでございます。

議案第２０号は、平成２２年度八街市下水道事業特別会計補正予算についてでございます。この補正予算は、既定の予算から１千３３３万７千円を減額し、歳入歳出予算の総額を１０億３２８万２千円とするものでございます。歳入につきましては、繰越金６０３万７千円、下水道事業債７３０万円を減額するものでございます。歳出につきましては、下水道建設諸費２４２万４千円、公共下水道汚水整備事業費７８８万円、流域下水道建設費３０３万３千円を減額するものでございます。

議案第２１号は、平成２２年度八街市水道事業会計補正予算についてでございます。この補正予算は、収益的収入につきまして、既定の予算から１００万６千円を減額し、収益的収入予算の総額を１１億２千３０１万５千円とするものでございます。これは水道料金２千１６４万６千円を減額し、市上水道事業営業対策補助金２千万円を増額するのが主なものでございます。収益的支出につきましては、既定の予算から２千６４０万８千円を減額し、収益的支出予算の総額を１１億７３５万円とするものでございます。これは有形固定資産減価償却費２千７６０万３千円を減額し、過年度損益修正損２５３万９千円を増額するのが主なものでございます。

議案第２２号から議案第２８号までは、平成２３年度八街市一般会計予算をはじめとする各会計の予算についてでございます。各予算の概要につきましては、先ほどご説明いたしましたが、詳細につきましては、後ほど各担当部課長から説明させます。

議案第29号は、千葉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉縣市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてでございます。これは、「館山市及び南房総市学校給食組合」が平成23年3月31日をもって解散することに伴い、千葉縣市町村総合事務組合の組織団体の数の減少及び千葉縣市町村総合事務組合規約の一部改正について、地方自治法第286条第1項の規定により関係地方公共団体と協議するにあたり、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上で、提案いたしました議案の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、可決くださるようお願いを申し上げます。

○総務部長（浅羽芳明君）

それでは、議案第22号、平成23年度八街市一般会計予算につきまして、説明いたします。

お手元に配付してございます「平成23年度八街市予算書」の5ページをごらん願います。

ここでは、平成23年度八街市一般会計予算につきまして定めております。

第1条では、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ187億4千万円と定め、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額を6ページから11ページまでの「第1表歳入歳出予算」によるものとしております。

歳入歳出予算の総額を前年度と比較いたしますと9億2千万円、率にして5.2パーセントの増となっております。

次に、第2条では、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をするために、事項、期間及び限度額を12ページの「第2表債務負担行為」によるものとしております。

次に、第3条では、地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を13ページの「第3表地方債」によるものとしております。

次に、第4条では、地方自治法第235条の3第2項の規定により、一時借入金の借入最高額を5億円と定めるものでございます。

次に、第5条では、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合について定めております。

続いて、一般会計予算の主な内容についてご説明をいたします。

6ページの「第1表歳入歳出予算」をごらん願います。

初めに、歳入予算について説明いたします。

1款市税の計上額につきましては、70億3千175万3千円で、歳入全体の37.5パーセントを占めております。前年度と比較いたしますと、2億4千470万9千円、3.4パーセントの減を見込んでおります。これにつきましては、長引く景気の低迷などによる個人・法人市民税の減が主な要因でございます。

次に、2款地方譲与税につきましては、2億1千万円で、前年度と比較いたしますと、6

+

00万円、2.8パーセントの減となっております。

次に、3款利子割交付金につきましては、2千200万円で、前年度と比較いたしますと、500万円、18.5パーセントの減となっております。

次に、4款配当割交付金につきましては、1千400万円で、前年度と比較いたしますと、200万円、16.7パーセントの増となっております。

次に、5款株式等譲渡所得割交付金につきましては、480万円で、前年度と比較いたしますと50万円、9.4パーセントの減となっております。

次に、6款地方消費税交付金につきましては、6億1千400万円で、前年度と比較いたしますと、8千500万円、16.1パーセントの増となっております。

続きまして、7款ゴルフ場利用税交付金につきましては、1千100万円で、前年度と比較いたしますと、340万円、44.7パーセントの増となっております。

続きまして、7ページの方をごらん願います。

8款自動車取得税交付金につきましては、7千100万円で、前年度と比較いたしますと1千300万円、22.4パーセントの増となっております。

次に、9款地方特例交付金につきましては、1億3千500万円で、前年度と比較いたしますと1千400万円、9.4パーセントの減となっております。

次に、10款地方交付税でございますが、38億円で、歳入全体の20.3パーセントを占めております。前年度と比較いたしますと7億円、22.6パーセントの増となっております。これにつきましては、国の平成23年度地方財政計画により、地方交付税が相対的に増えていることが主な要因でございます。

続いて、11款交通安全対策特別交付金につきましては、900万円で、前年度と比較いたしますと100万円、10.0パーセントの減となっております。

次に、12款分担金及び負担金につきましては、1億9千754万7千円で、前年度と比較いたしますと727万4千円、3.6パーセントの減となっております。

次に、13款使用料及び手数料につきましては、2億8千286万1千円で、前年度と比較いたしますと143万9千円、0.5パーセントの減となっております。

次に、14款国庫支出金につきましては、29億3千736万円で、前年度と比較いたしますと、4億4千101万1千円、17.7パーセントの増となっております。これにつきましては、社会保障関連による生活保護費、障害者自立支援給付費などの増加並びに子ども手当負担金の増によるものが主な要因でございます。

続きまして、15款県支出金につきましては、11億8千718万9千円で、前年度と比較いたしますと、8千483万6千円、7.7パーセントの増となっております。

続きまして、8ページの方をごらん願います。

16款財産収入につきましては、521万5千円で、前年度と比較いたしますと、406万7千円、43.8パーセントの減となっております。

次に、17款寄附金は、前年度と同額の4千円を計上しております。

次に、18款繰入金につきましては、6億1千722万8千円で、前年度と比較いたしますと、5千630万6千円、8.4パーセントの減となっております。

次に、19款繰越金は、前年度と同額の1億円としております。

続いて、20款諸収入につきましては、2億2千384万3千円で、前年度と比較いたしますと1千964万8千円、9.6パーセントの増となっております。

続きまして、21款市債につきましては、12億6千620万円で、地方債依存度は6.8パーセントとなっております。前年度と比較いたしますと、8千860万円、6.5パーセントの減となっております。

歳入予算の説明につきましては以上でございます。詳細につきましては、後ほど56ページから77ページの方をご参照願いたいと思います。

続きまして、9ページをごらん願います。

歳出予算の方についてご説明いたします。

初めに、1款議会費でございますが、2億4千760万8千円で、前年度と比較いたしますと4千736万8千円、23.7パーセントの増となっております。

次に、2款総務費につきましては、20億1千219万1千円で、前年度と比較いたしますと4千398万円、2.1パーセントの減となっております。

次に、3款民生費でございますが、72億6千99万6千円で、前年度と比較いたしますと8億3千420万5千円、13.0パーセントの増となっております。これにつきましては、障がい者に対する給付事業費、生活保護費、子ども手当の支給、児童・子ども医療費への助成拡大による増が主な要因でございます。

次に、4款衛生費につきましては、21億7千898万2千円で、前年度と比較いたしますと7千693万2千円、3.7パーセントの増となっております。

続きまして、5款農林水産業費でございますが、2億6千390万6千円で、前年度と比較いたしますと191万1千円、0.7パーセントの増となっております。

6款商工費につきましては、1億6千574万2千円で、前年度と比較いたしますと160万9千円、1.0パーセントの減となっております。

続きまして、10ページをごらん願います。

7款土木費につきましては、11億7千536万6千円で、前年度と比較いたしますと1千859万6千円、1.6パーセントの増となっております。

次に、8款消防費につきましては、12億6千509万9千円で、前年度と比較いたしますと3千377万4千円、2.7パーセントの増となっております。

続きまして、9款教育費につきましては、16億5千812万5千円で、前年度と比較いたしますと2千354万8千円、1.4パーセントの減となっております。

次に、10款災害復旧費につきましては、公共土木施設災害復旧費として、前年度と同額の1千円を計上しております。

続きまして、11款公債費につきましては、24億9千486万4千円で、前年度と比較

+

いたしますと１千３３万９千円、０．４パーセントの減となっております。

次に、１２款諸支出金につきましては、土地開発基金費として、１万９千円を計上しており、前年度と比較いたしますと２０６万４千円、９９．１パーセントの減となっております。

続きまして、１１ページをごらん願います。

１３款予備費につきましては、１千７１０万１千円で、前年度と比較いたしますと、１千１２４万６千円の減となっております。

歳出予算の説明につきましては以上でございます。詳細につきましては、後ほど８１ページから２７６ページをご参照願いたいと存じます。

以上をもちまして、平成２３年度八街市一般会計予算につきましての説明を終わらせていただきます。よろしく、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（古川宏史君）

議案説明中ではありますが、ここで１０分間休憩をいたします。

（休憩 午前１０時５４分）

（再開 午前１１時０６分）

○議長（古川宏史君）

再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○市民部長（森田隆之君）

それでは、議案第２３号、平成２３年度八街市国民健康保険特別会計予算について、ご説明申し上げます。予算書の１７ページをお開きください。

平成２３年度当初予算の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ、８０億７千６２８万５千円と定めるものでございます。前年度と比較しますと、６億２千９３０万円、率にして８．５パーセントの増となります。

また、第２条の一時借入金は、一時借入をしなければならない事態が生じた場合の対応として、限度額を１５億円と定めるものでございます。

続きまして、予算書の１８ページ、１９ページをお開きください。

初めに、歳入でございますが、１款の国民健康保険税２４億８千４４１万円につきましては、一般被保険者、退職被保険者等、それぞれの医療給付費分、介護納付金分、後期高齢者支援分としての保険税であり、前年度と比較しますと５千６７５万４千円、率にして２．３パーセントの増となります。

２款の国庫支出金につきましては、２４億８千２６８万９千円を計上いたしました。前年度と比較しますと３億１千８１３万４千円、率にして１４．７パーセントの増となります。

主なものは、療養給付費負担金、後期高齢者支援金などに対する国の負担分及び高額医療費、共同事業医療費拠出金に対する国の負担分で、歳出予算額が伸びたことに合わせ、増となりました。

３款の療養給付費交付金２億２千９２０万２千円につきましては、退職者の医療費に係る

社会保険診療報酬支払基金からの交付金を計上いたしました。前年度と比較しますと、退職被保険者数が増加の傾向にあることから２千８２０万４千円、率にして１４パーセントの増となります。

４款前期高齢者交付金ですが、社会保険診療報酬支払基金が各保険者から加入者数に応じ納付金として徴収し、これを各保険者に分配するもので、９億６０６万３千円を見込みました。前年度と比較しますと、１億３千２３７万１千円、率にして１７．１パーセントの増となります。

５款の県支出金４億８千５６３万円につきましては、高額医療費共同事業拠出金及び特定健康診査等に対する県の負担分と財政調整交付金でございまして、前年度と比較しますと、７千１４２万９千円、率にして１７．２パーセントの増となります。国庫支出金同様、歳出予算額が伸びたことに合わせ、増となりました。

６款の共同事業交付金１０億５千５１８万５千円につきましては、高額医療費共同事業及び保険財政共同安定化事業に係る千葉県国民健康保険団体連合会からの交付金であり、前年度と比較しますと１７５万５千円、率にして０．２パーセントの減となります。

７款の繰入金は、一般会計からの繰出基準に基づく保険基盤安定及び出産育児一時金などの繰入金で、４億１千８５９万４千円を計上いたしました。前年度と比較しますと、３千３１１万円、率にして８６パーセントの増となります。

８款の繰越金ですが、２１年度同様、歳入不足となる場合も想定し、存目計上といたしました。

９款の諸収入につきましては、１千４５１万円を計上いたしました。主なものは、雑入のうち、第三者行為による医療費納付金などでございます。

なお、詳細につきましては２９５ページから３００ページに記載のとおりでございますのでご参照ください。

次に、歳出でございますが、予算書の２０ページ、２１ページをお開きください。

１款の総務費は、４千３７３万５千円を計上いたしました。主なものは、一般管理費及び千葉県国民健康保険団体連合会への負担金、保険税の賦課徴収などに必要な諸経費でございます。

２款の保険給付費につきましては、一般被保険者及び退職被保険者に係る保険給付費で、５０億８７０万４千円を計上いたしました。前年度と比較しますと４億８千４６万１千円、１０．６パーセントの増となります。主なものは、現物給付となる療養給付費、現金給付となる療養費及び診療報酬明細書の審査支払手数料、高額療養費などでございます。

また、出産育児諸費として年間１６０件分、葬祭諸費として、年間１４８件分を見込み、計上いたしました。

３款後期高齢者支援金等ですが、後期高齢者医療制度への費用負担分として、１３億３千４５万６千円を計上しました。前年度と比較しますと１億９７７万８千円、率にして９パーセントの増となります。

次に、4款前期高齢者納付金等ですが、歳入で説明しましたとおり、社会保険診療報酬支払基金への納付金で、調整分として322万9千円を計上しました。

5款の老人保健拠出金につきましては、過年度分の精算となっており、医療費支出額が見込めないため、1千円の存目計上とし、その事務費分として6万6千円を計上しております。

6款の介護納付金5億6千917万3千円につきましては、2号被保険者分で、これは国からの指示に基づき算出した額でございます。前年度と比較しますと、4千659万7千円、率にして8.9パーセントの増となります。

7款の共同事業拠出金10億5千874万3千円につきましては、高額医療費共同事業医療費及び保険財政共同安定化事業の拠出金を計上いたしました。前年度と比較しますと、158万1千円、率にして0.1パーセントの減となります。

8款の保健事業費4千697万6千円につきましては、特定健康診査・保健指導に係る経費などで、前年度と比較しますと132万8千円、率にして2.7パーセントの減となります。

9款の公債費300万円につきましては、一時借入金の利子を計上いたしました。

10款諸支出金につきましては、720万2千円を計上いたしました。主なものは、過年度分の保険税過誤納還付金などでございます。

11款の予備費につきましては、500万円を計上いたしました。

なお詳細につきましては、301ページから312ページに記載のとおりでございますのでご参照ください。

続きまして、議案第24号、平成23年度八街市後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。

25ページをごらんください。

平成23年度後期高齢者医療特別会計予算は、第1条では、本年度の歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ、3億3千770万7千円と定めるものでございます。前年度と比較しますと5千601万3千円、率にして14.2パーセントの減となります。

続きまして、予算書の26ページをお開きください。

初めに歳入でございますが、1款の後期高齢者医療保険料につきましては、保険料率は均等割が1人あたり年額3万7千400円、所得割が7.29パーセントで試算した結果、2億5千433万円を計上いたしました。前年度と比較しますと5千12万7千円、率にして16.5パーセントの減となります。

2款繰入金7千919万6千円は、一般管理費や賦課徴収費の事務費分としての事務費繰入金と低所得者等の保険料軽減分を公費で補てんする保険基盤安定繰入金を計上いたしました。前年度と比較しますと806万5千円、率にして9.2パーセントの減となります。

3款繰越金は、22年度からの繰越見込額として、200万円を計上いたしました。

4款諸収入は、存目計上である延滞金と、後期高齢者医療過年度還付金等の雑入を計上いたしました。

なお、詳細につきましては、３１９ページ、３２０ページに記載のとおりでございますのでご参照ください。

次に、歳出でございますが、２７ページをごらんください。

１款総務費３０２万１千円につきましては、１項総務管理費の各申請書や決定通知等の郵送に係る経費として、一般管理費１０５万５千円と、２項徴収費の保険料の賦課徴収に関する経費として１９６万６千円を計上いたしました。前年度と比較しますと９５万円、率にして２３．９パーセントの減となります。

２款後期高齢者医療広域連合納付金３億３千２１８万６千円は、後期高齢者医療広域連合への納付金で、市が徴収した保険料と保険料軽減分の基盤安定繰入金の合計額を計上しております。前年度と比較しますと５千４５６万３千円、率にして１４．１パーセントの減となります。

３款諸支出金は、保険料の過年度分還付金として１５０万円を計上いたしました。前年度と比較しますと５０万円、率にして２５パーセントの減となります。

４款予備費は１００万円を計上しております。

なお、詳細につきましては、３２１ページ、３２２ページに記載のとおりでございますのでご参照ください。

続きまして、議案第２５号、平成２３年度八街市介護保険特別会計予算につきましてご説明申し上げます。

平成２３年度の予算編成につきましては、平成２１年度から２３年度を期間とする第４期介護保険事業計画の給付見込額等を踏まえまして、保険給付費などの歳出を見込んだ後、介護保険料、国庫支出金などの歳入を算出したものでございます。

それでは、予算書の３１ページをお開きください。

まず、第１条では歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３１億５千２０８万６千円と定めるものでございます。前年度と比較しますと２億９千３５２万３千円、率にして１０．３パーセントの増となります。

第２条におきましては、地方自治法第２１４条の規定により、債務を負担する行為をするため、事項、期間及び限度額を３６ページの第２表債務負担行為のとおり定めるものでございます。

第３条におきましては、地方自治法第２２０条第２項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合について定めるものでございます。

続きまして、３２ページをお開きください。

初めに、歳入予算についてご説明いたします。

１款保険料でございますが、５億９千９７７万２千円の計上で、前年度と比較しますと２．３パーセントの増となります。これは、第１号被保険者数の増加によるものであります。

次に、２款分担金及び負担金につきましては、前年度と比較しまして２４．７パーセント減の９４万３千円の計上で、地域支援事業に係る利用者の方の自己負担金でございます。

十

3 款国庫支出金でございますが、6 億 3 千 3 5 3 万 1 千円の計上で、前年度と比較しますと 9. 9 パーセントの増となっております。

1 項国庫負担金の 5 億 4 千 2 1 8 万 5 千円の計上につきましては、介護給付費等に対する国の負担金でございます。

2 項国庫補助金の 9 千 1 3 4 万 6 千円の計上につきましては、調整交付金と地域支援事業に要する国からの交付金でございます。

次に、4 款支払基金交付金でございますが、9 億 2 千 3 2 0 万 3 千円の計上で、前年度と比較いたしますと 1 0. 2 パーセントの増となっております。これは、社会保険診療報酬支払基金からの介護給付費交付金及び地域支援事業支援交付金でございます。

次に、5 款県支出金につきましては、4 億 6 千 3 9 6 万 8 千円の計上で、前年度と比較しますと 1 0. 9 パーセントの増となっております。

1 項県負担金 4 億 5 千 6 0 7 万 5 千円の計上につきましては、介護給付費等に対する県の負担金でございます。

2 項県補助金 7 8 9 万 3 千円の計上につきましては、地域支援事業に要する県からの交付金でございます。

次に、6 款財産収入につきましては、介護給付費準備基金積立金利子 1 千円を存目計上するものでございます。

次に、7 款繰入金につきましては、5 億 2 千 9 5 9 万 1 千円の計上で、前年度と比較しますと 2 1 パーセントの増となっております。

1 項一般会計繰入金 4 億 2 千 7 6 7 万円の計上につきましては、介護給付費、事務費及び地域支援事業に要する市負担金でございます。

2 項基金繰入金 1 億 1 9 2 万 1 千円の計上につきましては、介護給付費準備基金及び介護従事者処遇改善臨時特例基金からの繰入金であります。

次に、8 款諸収入につきましては、7 万 7 千円の計上でございます。

次に、9 款繰越金につきましては、前年度と同額の 1 0 0 万円の計上でございます。

歳入予算の説明は以上でございます。

詳細につきましては、3 2 7 ページから 3 3 1 ページをご参照いただきたいと思います。

続きまして、3 4 ページをお開きください。歳出予算につきましてご説明いたします。

1 款総務費につきましては、3 千 5 8 9 万円の計上で、前年度と比較しますと 9. 8 パーセントの増となっております。

1 項総務管理費は、4 4 7 万円の計上で、前年度と比較して大幅な増となっておりますが、第 5 期除事業計画の策定に係る経費を計上したことによるものでございます。

2 項徴収費は、4 4 2 万 4 千円の計上で、これは介護保険料の賦課徴収事務に係る経費でございます。

3 項介護認定審査会費につきましては、2 千 6 9 9 万 6 千円の計上で、介護認定審査会委員の報酬、主治医意見書記載手数料等でございます。

次に、２款保険給付費につきましては、３０億７千１５９万６千円の計上で、前年度と比較しますと２億９千５万７千円、１０．４パーセントの増となっております。

１項介護サービス等諸費２６億７千７４０万２千円及び２項介護予防サービス等諸費１億６千６００万円の計上につきましては、要介護、要支援認定を受けた方に係る介護サービス及び介護予防サービスに対する給付費でございます。

３項高額介護サービス等費７千２９１万４千円の計上につきましては、介護サービスに係る１割の自己負担が一定金額を超えたときに、超えた部分を支給する経費でございます。

４項高額医療合算介護サービス等費９９３万６千円の計上につきましては、各医療保険における世帯内で、１年間の医療及び介護両制度における自己負担額が著しく高額となった場合に、一定の上限額を超える部分について給付を行うものでございます。

５項その他諸費３３２万７千円の計上につきましては、介護報酬等審査支払手数料でございます。

６項特定入所者介護サービス等費１億４千２０１万７千円の計上につきましては、介護保険施設に入所する低所得者等の食費及び居住費に対して、市が認定した負担限度額を超えた部分を支給する経費でございます。

次に、３款地域支援事業費４千２５９万８千円の計上につきましては、要介護、要支援状態になることを予防する介護予防事業、高齢者が地域において生活を継続するための包括的支援事業及び家族支援などの任意事業の実施に要する経費で、前年度と比較しますと０．６パーセントの増となっております。

１項介護予防事業費５８１万６千円の計上につきましては、生活機能評価、運動器、口腔器の機能向上、栄養状態の改善等の実施に要する経費でございます。

２項包括的支援事業費・任意事業費３千６７８万２千円の計上につきましては、地域包括支援センターの運営経費、配食サービス、福祉用具支給費等に要する経費でございます。

次に、４款基金積立金１千円の計上につきましては、介護給付費準備基金への積み立てでございます。

次に、５款諸支出金１００万１千円の計上につきましては、第１号被保険者保険料還付金等でございます。

次に、６款予備費につきましては、前年度と同額の１００万円を計上いたしました。

歳出予算の説明は以上でございます。

詳細につきましては、３３２ページから３４１ページをご参照いただきたいと思います。

以上で、平成２３年度八街市国民健康保険特別会計予算、平成２３年度八街市後期高齢者医療特別会計予算、平成２３年度八街市介護保険特別会計予算についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

○教育次長（越川みね子君）

それでは、議案第２６号、平成２３年度八街市学校給食センター事業特別会計予算の概要につきましてご説明申し上げます。予算書の３９ページをごらん願います。

ここでは、平成23年度八街市学校給食センター事業特別会計の予算について定めております。

まず、第1条で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出、それぞれ7億81万9千円と定め、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額につきましては、40ページ、41ページの第1表歳入歳出予算によるものとしております。前年度と比較いたしますと3.0パーセント2千159万7千円の減でございます。

それでは、40ページ、41ページの第1表をごらん願います。

初めに、歳入予算につきましてご説明申し上げます。

1款使用料及び手数料につきましては、6千円の計上でございます。これは、敷地内に立っております電柱設置場所使用料でございます。

2款繰入金につきましては、3億3千82万4千円の計上で、前年度と比較いたしますと1千万8千円、2.9パーセントの減となっております。歳入予算総額の47.2パーセントを占めており、一般会計からの繰入金でございます。

3款繰越金につきましては、前年度と同額の300万円の計上でございます。

4款諸収入につきましては、3億6千698万9千円の計上で、前年度と比較いたしますと1千159万4千円、3.1パーセントの減となっております。歳入予算総額の52.4パーセントを占めており、給食費の収入が主なものでございます。減額の主な理由といたしましては、児童・生徒の減少によるものでございます。

続きまして、歳出予算についてご説明申し上げます。

1款総務費につきましては、1億6千832万1千円の計上で、前年度と比較いたしますと961万8千円、5.4パーセントの減となっております。歳出予算総額の24.0パーセントを占めており、一般職・技能職員の人件費、調理場施設維持管理費が主なものでございます。

2款事業費につきましては、5億317万7千円の計上で、前年度と比較いたしますと、1千192万7千円、2.3パーセントの減となっております。歳出予算総額の71.8パーセントを占めており、これは、学校給食の賄材料費、第1調理場調理業務民間委託及び学校給食配送業務委託費のほか、給食調理業務に要する経費でございます。減額の主な理由といたしましては、児童・生徒数の減少による賄材料費の減でございます。

3款公債費につきましては、2千832万1千円の計上で、前年度と比較いたしますと5万2千円、0.2パーセントの減となっております。これは、学校給食センター第2調理場建設に伴う起債の償還金の元金及び利子でございます。

4款予備費につきましては、前年度と同額の100万円の計上でございます。

歳入歳出の詳細につきましては、349ページから356ページに記載をしておりますのでご参照をお願いいたします。

以上で、平成23年度八街市学校給食センター事業特別会計予算の概要について説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○建設部長（糸久博之君）

それでは、議案第27号、平成23年度八街市下水道事業特別会計予算についてご説明いたします。

予算書45ページをごらん願います。

第1条におきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出、それぞれ9億4千829万4千円と定め、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額につきましては、「第1表歳入歳出予算」によるものとしております。

前年度と比較しますと、27.7パーセント、2億578万4千円の増でございます。

第2条におきましては、地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、「第2表地方債」によるものとしております。

第3条におきましては、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合についてを定めるものでございます。

続きまして、46ページ、47ページをごらん願います。

第1表歳入歳出予算につきましてご説明いたします。

歳入、1款分担金及び負担金につきましては、690万円の計上で、前年度と比較しますと27.4パーセント、260万円の減でございます。これにつきましては、賦課対象面積の減少によるものです。

2款使用料及び手数料につきましては、2億5千108万9千円の計上で、歳入予算の26.5パーセントを占めております。前年度と比較いたしますと0.4パーセント101万円の増でございます。

1項使用料におきましては、2億5千101万4千円の計上で、前年度と比較いたしますと0.4パーセント、100万円の増でございます。

2項手数料におきましては、7万5千円の計上で、前年度と比較しまして15.4パーセント、1万円の増でございます。

3款国庫支出金につきましては、2千400万円の計上で、前年度と比較しますと4.3パーセント、100万円の増でございます。

4款繰入金につきましては、2億6千654万6千円の計上で、歳入予算の28.1パーセントを占めております。前年度と比較いたしますと14.3パーセント、3千328万6千円の増でございます。

5款繰越金につきましては、2千万円の計上で、前年度と比較しますと35.5パーセント、1千100万円の減でございます。

6款諸収入につきましては、1千105万9千円の計上で、前年度と比較しますと285.2パーセント、818万8千円の増でございます。これにつきましては、大池排水区整備事業に係る一般会計負担金の増によるものです。

1項延滞金加算金及び過料におきましては、前年度と同額の1万円でございます。

+

2項雑入におきましては、1千104万9千円の計上で、前年度と比較いたしまして286.2パーセント、818万8千円の増でございます。

7款市債につきましては、3億6千870万円の計上で、地方債依存度は38.9パーセントでございます。前年度と比較しますと91.2パーセント、1億7千590万円の増でございます。これにつきましては、補償金免除繰上償還の財源となります借換債の発行が主な理由です。

歳入予算の詳細につきましては、371ページから373ページに記載のとおりです。

続きまして、歳出をご説明いたします。

1款下水道事業費につきましては、3億7千988万4千円の計上で、歳出予算の40.1パーセントを占めております。前年度と比較いたしますと12.2パーセント、4千133万円の増でございます。これにつきましては、汚水整備事業費、雨水整備事業費の増によるものです。

1項総務管理費におきましては、1億6千73万8千円の計上で、前年度と比較いたしまして0.2パーセント、30万9千円の増でございます。

2項下水道建設費におきましては、2億1千914万6千円の計上で、前年度と比較しまして23パーセント、4千102万1千円の増でございます。

2款公債費につきましては、5億6千741万円の計上で、歳出予算の59.8パーセントを占めております。前年度と比較しますと40.8パーセント、1億6千445万4千円の増でございます。これにつきましては、補償金免除繰上償還分が主な理由です。

3款予備費につきましては、前年度と同額の100万円の計上でございます。

歳出予算の詳細につきましては、374ページから381ページに記載のとおりです。

以上をもちまして、平成23年度八街市下水道事業特別会計予算の説明を終了させていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○水道課長（醍醐文一君）

それでは、議案第28号、平成23年度八街市水道事業会計予算についてご説明いたします。

予算書の1ページをお開き願います。

初めに、第2条、業務の予定量でございますが、年度末の給水件数を1万4千76戸、年間総配水量を458万1千534立方メートル、一日平均配水量を1万2千552立方メートルと見込み、主な建設改良工事として、配水管更新工事及び第2配水場2系電機設備更新工事を予定するものでございます。

次に、第3条、収益的収入及び支出と、第4条、資本的収入及び支出につきましては、5ページの実施計画書によりご説明いたします。

初めに、収益的収入及び支出でございますが、収入では、第1款、水道事業収益が、10億7千172万9千円で、前年度と比較して、マイナス3千351万1千円、率にして3パーセントの減となっております。

このうち、第1項、営業収益につきましては、8億5千260万1千円で、前年度と比較して、マイナス2千489万9千円、率にして2.8パーセントの減であり、主なものは、1目給水収益であります。

第2項、営業外収益につきましては、2億1千912万8千円で、前年度と比較して、マイナス861万2千円、率にして3.8パーセントの減であり、主なものは、2目他会計補助金、3目県補助金並びに4目給水申込負担金であります。

次に、支出では、第1款、水道事業費用につきましては、10億6千766万1千円で、前年度と比較して、マイナス2千963万2千円、率にして2.7パーセントの減となっております。

このうち、第1項、営業費用につきましては、9億7千674万2千円で、前年度と比較して、マイナス2千923万円、率にして2.9パーセントの減であり、主なものは、1目原水及び浄水費で、主に印旛広域水道からの受水費であり、2目配水及び給水費は、職員4名分の人件費、水道施設運転管理業務などの委託料、また、配水施設の修繕費及び動力費などであります。

4目、総係費は、職員5名分の人件費及び水道料金徴収業務などの委託料等であり、5目減価償却費であります。

第2項、営業外費用につきましては、8千991万9千円で、前年度と比較して、マイナス40万2千円、率にして0.4パーセントの減であり、主なものは、1目支払利息で、+企業債の支払利息であります。

第3項、予備費につきましては、前年度と同額の100万円を計上しております。

続きまして、6ページをお開きいただきます。

資本的収入及び支出でございますが、収入では、第1款、資本的収入につきましては、6億8千599万9千円で、前年度と比較して、プラス1億9千527万8千円、率にして39.8パーセントの増となっております。

内訳につきましては、施設の更新工事に係る財源として、1項企業債6億2千261万8千円、2項出資金4千338万円、3項補助金1千800万円、4項負担金200万円及び5項寄附金1千円を見込むものであります。

次に、支出では、第1款、資本的支出につきましては、8億7千502万1千円で、前年度と比較しまして、プラス2億2千800万9千円、率にして35.2パーセントの増となっております。

内訳につきましては、1項建設改良費7億526万1千円の主なものは、2目施設費6億9千743万円で、これは、第2配水場2系電機設備更新工事及び石綿セメント管更新工事並びに職員3名分の人件費であります。

次に、2項企業債償還金につきましては、1億6千976万円で、企業債の元金であります。

また、1ページにお戻りいただきまして、第4条の括弧書きですが、資本的収入が資本的

支出に対し不足する額、１億８千９０２万２千円は、過年度分損益勘定留保資金等１億８千９０２万２千円で補てんするものであります。

２ページをお開きください。

第５条につきましては、管路近代化、水管橋架け替え工事及び第２配水場２系電機設備更新工事に要する企業債について、目的、限度額等を定めるものであります。

第６条につきましては、予定支出の各項の経費の金額の流用をすることができる場合を消費税納付額と定めるものであります。

第７条につきましては、議会の議決を経なければ流用できない経費として、職員給与費及び交際費を定めるものであります。

第８条につきましては、他会計補助金として、市営業対策補助金及び繰り出し基準に基づく水道広域化対策等に要する経費等を９千６１７万円と定めるものであります。

第９条につきましては、棚卸資産の購入限度額を１千７３５万６千円と定めるものであります。

以上で、平成２３年度八街市水道事業会計予算の説明を終わります。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（古川宏史君）

以上で説明が終わりました。

お諮りします。ただいま議題となっています諮問第１号、人権擁護委員候補者の推薦について及び議案第１号、教育委員会委員の任命については、人事案件ですので、質疑、委員会付託及び討論を省略して、直ちに採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古川宏史君）

ご異議なしと認めます。

最初に、諮問第１号、人権擁護委員候補者の推薦については、人権擁護委員法第６条第３項の規定に基づき、議会の意見を求めるものです。

お諮りします。この件については、直ちに意見を決定したいと思います。

人権擁護委員候補者を市長の推薦のとおり適任と認めることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古川宏史君）

ご異議なしと認めます。

諮問第１号は、市長の推薦のとおり適任と認めることに決定いたしました。

次に、議案第１号、教育委員会委員の任命についてを採決します。

この議案に同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古川宏史君）

ご異議なしと認めます。

議案第 1 号は、同意することに決定しました。

日程第 5、休会の件を議題とします。

明日 19 日から 22 日までの 4 日間を休日及び議事都合のため、休会したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（古川宏史君）

ご異議なしと認めます。

明日、19 日から 22 日までの 4 日間、休会することに決定しました。

本日の日程はすべて終了しました。

本日の会議はこれで終了します。

2 月 23 日は、午前 10 時から本会議を開き、市政に対する一般質問を行います。

議員の皆様に申し上げます。3 月 1 日に議案に対する質疑を予定していますので、質疑のある方は 2 月 24 日、午後 4 時までに通告書を提出するようお願いいたします。

この後、議会運営委員会を 1 時 10 分から開催しますので、関係する委員は第 2 会議室にお集まりください。

ご苦労さまでした。

(散会 午前 11 時 48 分)

+

○本日の会議に付した事件

1. 会議録署名議員の指名
2. 会期の決定
3. 請願の上程
請願第23-1号
紹介議員の説明
4. 議案の上程
諮問第1号、議案第1号から議案第29号
提案理由の説明
諮問第1号、議案第1号
質疑、委員会付託、討論省略、採決
5. 休会の件

請願第23-1号	八街市議会議員の定数削減を求める請願
諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦について
議案第1号	教育委員会委員の任命について
議案第2号	非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第3号	八街市特別職の職員等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第4号	八街市一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第5号	八街市一般職の職員の管理職手当の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第6号	八街市地域活性化交付金（住民生活に光をそそぐ交付金）による弱者支援の充実を図る基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について
議案第7号	八街市公民館使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
議案第8号	八街市障害者施策推進協議会設置条例の一部を改正する条例の制定について
議案第9号	八街市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
議案第10号	八街市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
議案第11号	八街市医設置条例を廃止する条例の制定について
議案第12号	八街市予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例の制定について
議案第13号	市道路線の認定について
議案第14号	平成22年度八街市一般会計補正予算について
議案第15号	平成22年度八街市国民健康保険特別会計補正予算について
議案第16号	平成22年度八街市老人保健特別会計補正予算について

議案第17号	平成22年度八街市後期高齢者医療特別会計補正予算について
議案第18号	平成22年度八街市介護保険特別会計補正予算について
議案第19号	平成22年度八街市学校給食センター事業特別会計補正予算について
議案第20号	平成22年度八街市下水道事業特別会計補正予算について
議案第21号	平成22年度八街市水道事業会計補正予算について
議案第22号	平成23年度八街市一般会計予算について
議案第23号	平成23年度八街市国民健康保険特別会計予算について
議案第24号	平成23年度八街市後期高齢者医療特別会計予算について
議案第25号	平成23年度八街市介護保険特別会計予算について
議案第26号	平成23年度八街市学校給食センター事業特別会計予算について
議案第27号	平成23年度八街市下水道事業特別会計予算について
議案第28号	平成23年度八街市水道事業会計予算について
議案第29号	千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約に関する協議について

+